

美里町行政改革大綱

【令和2年度～令和6年度】



美里町マスコット ミムリン

令和2年3月

美里町

目 次

はじめに	2
計画期間	2
行政改革の基本方針	3
行政改革の方策	
1 町民参加による町政の推進と行政サービスの向上	4
2 時代に即応した行政運営の推進	4
3 健全な財政運営の確立	5

はじめに

本町では、時代に即応した行政サービスの提供と健全な行政運営を目指すべく、昭和60年度より概ね5ヵ年ごとに「美里町行政改革大綱」を策定し、給与改革や事務事業・組織機構の見直しに取組み、これまでに一定の成果をあげてきました。

近年、地方自治体を取り巻く状況は著しい変化をとげており、本町においても、少子化、高齢化による人口減少問題、高度成長期に整備した建物や道路、水道管などの公共施設の老朽化に伴うインフラの更新、後継者不足に伴う耕作放棄地や空き家の増加など、多くの課題が山積しています。

更に、地方分権の推進により多くの役割が求められ中、地方創生の取組が推進されており、今後はより一層の職員の人材育成が必要となってきました。

この厳しい状況において、住民の視点に立った魅力あるまちづくりを推進するため、新たな意識改革の下で削減すべきところは削減し、強化すべきところは積極的に取り入れることで、住民福祉の増進に寄与する行財政運営を目指すことが必要とされています。

そこで、これまでの行政改革の経緯を踏まえ、開かれた行政の推進と簡素で効率的な行政システムの確立を基本理念として引き続き行政改革を推進します。

計画期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで

行政改革の基本方針

事務事業の実施にあたっては、前例踏襲や慣例に基づいた自治体運営の意識から脱却して、コスト意識を踏まえながら、真に町民が必要とする事業を見出ししていく必要があります。

そこで、公正で透明性の高い町政の推進、地方分権への対応及び財政の健全化を図るため、以下、3項目を行政改革の基本方針と定め推進します。

1 町民参加による町政の推進と行政サービスの向上

町民に深く関わる行政施策を進めていくためには、町民が自ら行う自治活動を支援し、町民と行政が協働してそれぞれの役割と責任を果たしていく必要があります。

そのために、町民の行政参加を促進し、町民の声を把握、検討したうえで町政に反映させることにより行政への理解及び協力が得られるよう努めます。

2 時代に即応した行政運営の推進

少子高齢化や地方分権の推進による地方自治体の権限や責任が拡大するなど新たな時代の潮流の中で、ますます多様化・高度化する町民のニーズに迅速かつ的確に対応するためには、受益と負担の公平を確保しつつ、行政の果たすべき務めを理解し、更には創造的能力を有する人材の育成とそれを実行する組織の存在が不可欠になります。

そのために、町民のニーズに対応できる柔軟な組織運営と人材の育成に取り組めます。

3 健全な財政運営の確立

財政運営の健全化にあたっては、現状を正確に分析・検討したうえで、将来の財政需要等の的確な把握に努め、計画的な財政構造の改善を図ることが必要です。

そのために、町税・使用料・財産収入等の自主財源の確保に努めるとともに、住民ニーズに対応した効率的・効果的な予算編成と健全な財政運営に努めます。

行政改革の方策

1 町民参加による町政の推進と行政サービスの向上

(1) 広報広聴機能の充実

町民の町政に対する意見や要望などを聞き取り、町民の声を活かした行政運営を推進するため、広報広聴機能の充実に努めます。

(2) 行政情報の公開

町民の町政への積極的な参画を推進するため、行政情報の公開などを通じ、公正で透明性の高い町政の推進を図ります。

(3) 窓口業務の改善

町民と職員とが直接接する窓口業務については、町民に理解を得られるよう分かりやすく、親しまれる役所づくりに努めます。

2 時代に即応した行政運営の推進

(1) 事務事業の見直し

限られた財源の中で、多様化する町民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、事務事業を見直し、緊急性や優先性の高い町民のニーズに沿った行政サービスを提供します。

(2) ICTを活用した業務改革

情報セキュリティを確保した上で、ICTを活用した行政サービスの利便性の向上、業務の効率化、経費の節減等を図ります。

(3) 職員の人材育成と組織の活性化

社会状況の多様化、高度化及び専門化が見込まれる行政事務に対応するため、研修等を実施するとともに、職員のワークライフバランスにも留意することにより、職員の意欲を引き出し、能力を高めます。また、法令、社会的規範の遵守の意識を高め、組織機能の強化を図るとともに、人事評価制度を活用し、職員の人材育成と組織の活性化に努めます。

(4) 民間活力の活用

専門性知識やノウハウを持った民間事業者を積極的に活用し、住民サービスの向上や業務の効率化を図ります。

(5) 広域連携の推進

全ての自治体が単独で事業を行うことが財政面や効率性の観点から難しくなっていることから、広範な分野で広域連携を推進します。

3 健全な財政運営の確立

(1) 健全な財政運営のための計画的な事業実施

常に財政の健全化に努め、町民生活に密着した事業、重点事業、緊急性の高い事業を計画的に実施し、将来を見据えた計画的な財政運営を図ります。

(2) 歳出の削減

厳しさを増す財政状況の下で効率的な活用を図るため、経費全般について見直し、歳出の削減と合理化等、職員一人ひとりがコスト意識と危機意識を持ち、自らの問題として事務経費の削減に取り組めます。

(3) 自主財源の確保

持続可能な自治体の確立のため、自主財源の確保及び受益と負担の関係を明確にした財政基盤の強化に取り組むとともに、国県の補助事業の活用、町税については課税客体の把握と滞納整理の強化に努めます。

(4) 公共施設等の適正管理

少子高齢化による人口構成の変化や人口減少に応じた公共施設等の最適配置や真に必要な施設の老朽化対策に取り組めます。また、町が保有する土地について、将来における活用の可能性等、個別にその実態や利用計画を改めて精査し不要と判断した場合は、優先的かつ積極的に売却又は貸付をし、財源の確保に努めます。

(5) 地方公営企業等の経営健全化

公営企業である水道事業、特別会計である集落排水事業及び下水道事業については、独立採算を基本とすべく、一般会計からの繰出しを必要最小限に抑えるように経営改革を進めます。